基礎原料（等級が3の引火性液体）	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	—	—	10kg	
	プラスチック製容器	10ℓ	—	—		
	金属製容器	10ℓ	—	—		

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
　2）各包装物の総重量は容量と質量の比を1対1（1ℓは1kg）として換算すること。

「Y370」は、次の容器及び包装等を示す。

内容物	組合せ容器						
	内装容器	内装容器の当たりの許容容量（液体の基礎原料）	内装容器当たりの許容容量（液体の活性剤）	内装容器当たりの許容質量（固体の活性剤）	包装物当たりの許容質量	総重量	外装容器
活性剤（有機過酸化物）	プラスチック製容器（チューブを含む。）	—	30mℓ	100g	1kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱
	金属製容器（チューブを含む。）	—	30mℓ	100g			
基礎原料（等級が2の引火性液体）	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	—	—			
	プラスチック製容器	1ℓ	—	—			
	金属製容器	1ℓ	—	—			
活性剤（有機過酸化物）	プラスチック製容器（チューブを含む。）	—	30mℓ	100g	5kg		
	金属製容器（チューブを含む。）	—	30mℓ	100g			

基礎原料（等級が3の引火性液体）	ガラス製容器又は陶製	2.5ℓ	—	—		
	プラスチック製容器	5ℓ	—	—		
	金属製容器	5ℓ	—	—		

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
　2）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
　3）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
　4）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。
　5）各包装物の総重量は容量と質量の比を1対1（1ℓは1kg）として換算すること。

「371」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器				
	内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量		外装容器
			旅客機	旅客機以外の航空機	
1204	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	5ℓ	60ℓ	1A1，1A2，1B1，1B2，1G，1H1，1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2，4N
	プラスチック製容器	1ℓ			
	金属製容器	1ℓ			
3064	金属製容器	1ℓ	—	5ℓ	4C1，4C2，4D，4F

㈱1）内装容器と外装容器の間に、充分な量の緩衝材及び吸収材を収納すること。
　2）国連番号が3064の物件の場合、水、アルコール及びニトログリセリンが浸透しないように適切な材質で内張りがされているものに限ること。

別表第1備考11㈢㋒「373」の項から「Y374」の項までを次のように改める。

「373」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	等級	組合せ容器						単一容器又は複合容器	
		内装容器	内装容器当たりの許容容量		包装物当たりの許容容量		外装容器	旅客機以外の航空機	
			旅客機	旅客機以外の航空機	旅客機	旅客機以外の航空機		包装物当たりの許容容量	容器の種類
1288		ガラス製又は陶製容器		5ℓ			1A1，1A2，1B1，1B2，		1A1，1A2，1B1，1B2，